

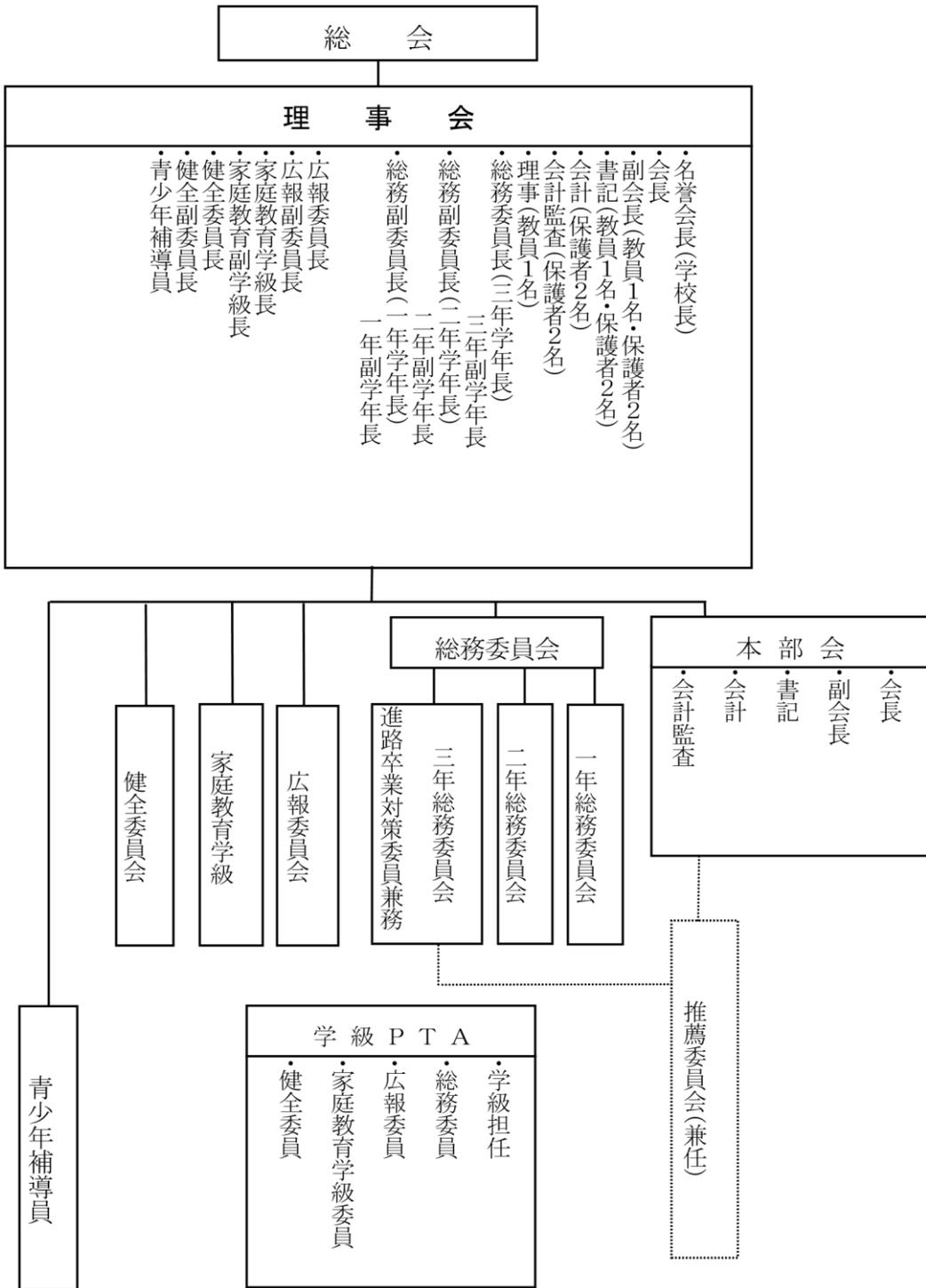
PTAのしおり



保存版

市川市立第六中学校 PTA 本部

組織図



市川市立第六中学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、『市川市立第六中学校 PTA』という。

第 2 条 本会の事務局を、市川市立第六中学校におく。

第 3 条 本会は、生徒の保護者と教職員の密接なる協力によって、生徒の福祉を増し、民主教育の発展向上を計る事を目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の研修並びに親睦
2. 学校の教育研修実践行事への協力
3. 保健衛生の向上と体育の振興に関する事
4. 就学出席の奨励並びに校外指導に関する事
5. 会員並びに生徒の福祉厚生に関する事
6. その他生徒の幸福のため必要と認める事

第 2 章 会 員

第 5 条 本会は、市川市立第六中学校の保護者及び教職員を正会員とし、本会の趣旨に賛同する者を賛助会員として組織する。正会員及び賛助会員は任意とする。

第 3 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置き、その任期を 1 年とする。但し再任を妨げない。

学校長は、名誉会長として会に参画する。但し人数については下記を最小とする。

なお次の 1 から 6 の役員をもって本部会を、1 から 7 の役員をもって理事会を構成する。

1. 会長 1 名
2. 副会長 3 名 (内 1 名は教頭)
3. 書記 3 名 (教務主任含む)
4. 会計 2 名
5. 会計監査 2 名
6. 理事お若干名(生徒指導主事含)
7. 各専門委員会委員長及び副委員長

第 7 条 役員任期及び会務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、一切の会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
3. 書記は、本会の記録・保管庶務の業務を担当する。

4. 会計は、本会の会計庶務を担当する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
6. 本部会は、理事会や総会等の運営、議事の記録やその保管整理に当たる。その他、一般的諸行事の企画立案をして理事会に提案し遂行する。
7. 理事会は、本会の事業の企画をなすと共に、各種議決事項の執行に当たる。
8. 各専門委員は、所属理事と共に各々次の専門委員会を構成し、それぞれの事業の記録・保管その他、諸行事の遂行に当たる。
 - (1)総務委員会 第4条第1・2項目該当事項の遂行をし、各学級及び学年の会務の処理・連絡調整をする。
 - (2)健全委員会 第4条第3・4・5項該当事項の遂行をする。
 - (3)広報委員会 第4条第1・6項該当事項の遂行をする。
 - (4)家庭教育学級委員会 第4条第1・2項該当事項の遂行をする。

第8条 本会の役員は、正会員の中より次の方法により選出する。

1. 本部役員は、推薦委員会が推薦し、総会の承認を得なければならない。
2. 推薦委員会は、理事会において若干名の推薦委員会を選出し、構成する。
推薦委員長1名・副委員長2名は、推薦委員の互選により選出する。委員会の任期は総会終了迄とする。
3. 各学級は、学級の各専門委員を選出し、第7条8項の会務にあたる。
4. 各専門委員会の委員長及び2名の副委員長は、当該委員会の委員の互選により選出する。選出にあたっては、各学年から選出されるよう配慮するものとする。
5. 各学年の総務委員は、学年総務委員会に於いて、学年総務委員長・副委員長を各1名宛選出する。
6. 各学年総務委員長は、互選により総務委員長を選出し、他の者を副委員長とする。

第9条 本会に、顧問を置くことが出来る。顧問は、総会に諮って会長が委嘱し、本会事業について、会長並びに役員の諮問に応じ、本会発展に寄与する。

第4章 会 議

第10条 本会の総会は、毎年度始めに開催し、事業の協議、会計の承認役員の改選、会則の改正その他重要事項を審議する。但し必要に応じ随時に開催する事がある。

第11条 総会は、会員5分の1以上出席によって成立し、議事は、出席会の過半数によって決定する。

第12条 理事会は、会長が招集し、3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決定する。

第 13 条 各専門委員会は、委員長が担当の教職員と計って、会長の承認を経て招集し、会長に報告する。

第 14 条 各学年父母会及び各学年総務委員会は、学年総務委員長が担当の教職員と計って、会長の承認を経て招集し、会長に報告する

第 15 条 各学年における会は、総務委員が、学級の専門委員と教職員と計って会長の承認を経て招集し、会長に報告する。総務委員は、当該学級を代表する。

第 5 章 会 計

第 16 条 本会の会費は、生徒 1 人月額 3 5 0 円 1 1 ヶ月とする。

第 17 条 本会の経費は、会費・事業収入並びに寄付金をもって充てる。

第 18 条 本会の会員は、随時会計諸帳簿の閲覧を求めることが出来る。

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

第 20 条 本会則は、昭和 4 2 年 4 月 2 2 日より之を施行する。

附 則

1. 慶弔規定は、別にこれを定める。
2. 昭和 4 8 年 3 月 2 3 日一部改正
3. 昭和 5 2 年 4 月 2 2 日一部改正
4. 昭和 5 4 年 4 月 2 6 日一部改正
5. 昭和 5 5 年 4 月 2 8 日一部改正
6. 平成 5 年 4 月 2 4 日一部改正
7. 平成 6 年 4 月 2 3 日一部改正
8. 平成 1 0 年 4 月 1 8 日一部改正
9. 平成 1 4 年 4 月 2 5 日一部改正
- 1 0. 平成 1 5 年 4 月 2 5 日一部改正
- 1 1. 平成 1 7 年 4 月 2 2 日一部改正
- 1 2. 平成 2 5 年 4 月 1 7 日一部改正
- 1 3. 令和 3 年 4 月 一部改正
- 1 4. 令和 6 年 3 月 2 5 日一部改正

慶弔規定

第1条 教職員転退任の際は、1ヶ年3,000円を贈る。在校年数が1カ年増すごとに2,000円を加える。但し1年未満のときは4ヶ月以上を1カ年として計算する。

第2条 職員が婚姻、または子誕生の場合は、5,000円の祝金を贈る。

第3条 職員死亡の場合死亡の場合は、5,000円の弔慰金を贈る。

第4条 会員死亡の場合は、5,000円の弔慰金を贈る。

第5条 教職員の配偶者・子、父母死亡の場合は、5,000円の弔慰金を贈る。

第6条 生徒死亡の場合は、役員協議の上、弔慰金を贈る。

第7条 教職員が2週間以上入院加療の場合は、3,000円の見舞金を贈る。

第8条 生徒が2週間以上入院加療の場合は、3,000円の見舞金を贈る。

第9条 会員が災害を蒙った時は、理事協議の上見舞金を贈る。

第10条 前条の規定にかかわらず必要と認めた場合は、理事協議の上定める。

第11条 慶弔金は、原則としてPTA会費より支出する。但し、本会計より支出不能の場合は、別途徴収することもある。

表彰規定

第1条 卒業年度の理事及び過去2年間以上理事を任じた者は、表彰対象とする。

附 則

1. 表彰規定を定める。
2. 昭和63年4月23日一部改正
3. 平成5年4月24日一部改正
4. 平成30年4月20日一部改正
5. 令和3年4月 一部改正

各委員会の活動内容

各委員長、副委員長は理事会に出席していただきます。

理事会は、基本的に毎月第1または第2土曜日の午前中に開催します。

総務委員会<各クラス1名選出>

- ・3年生については進路卒業対策委員会も兼務します。
- ・PTA総会、入学式、卒業式のお手伝い
- ・学年総務委員会（学年の先生との情報交換）への出席

<進路卒業対策委員会>※3年生のみ

卒業生を送る準備をします。1年を通して5～6回集まります。

- ・卒業記念品の選定・手配
- ・卒業式前日の準備
- ・卒業式当日のお手伝い

家庭教育学級委員<各学年 学級数の人数>

家庭教育学級（年6回程度）を開催します。

- ・各学年2回程度の家庭教育学級の企画、運営
- ・教育委員会へ報告書を提出（長・副）

広報委員<各学年 学級数の人数>

- ・PTA新聞「芦の芽」（年1回1学期発行）
- ・PTA文庫「響」（年1回3学期発行）に伴う校正業務

※活動がある場合、ボランティアを募らせていただく予定です。

健全委員<各学年 学級数の人数>

行事の際のパトロールなどを通して、子どもたちの安全を守るための活動です。

- ・体育祭での自転車整理（1人1時間程度）
- ・夏の盆踊り等のパトロール（1人1回程度）

※活動がある場合、ボランティアを募らせていただく予定です。

推薦委員<各クラスからの選出はなし>

- ・翌年度本部役員を決める仕事です。
- ・任期を終える本部役員と、総務委員長・副委員長が兼任します。

青少年補導員1名<各クラスからの選出はなし、任期2年>

- ・地域の補導員として、子ども達の安全を守るお仕事です。

※補導員連絡協議会出席

※定例研・盆踊り・公立入試日等パトロール（年20回程度）

※六中ブロック会議・健全育成会議出席（年2回）

お仕事をお持ちの方でもできる範囲で、
ご協力いただき無理のない活動しています。
委員になることで、保護者同士の交流もあり、
学校の様子を知る機会も増えます。
子どもたちがより良い六中生活をすごせますよう
皆様の積極的なご協力をお願いします。